

徳島市花と緑のまちづくり花苗等助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市が推進する花と緑あふれるまちづくりを実現するため、自発的かつ実践的な活動を行う団体（以下「緑化団体」という。）に対して、予算の範囲内で花苗・苗木・種子・球根・プランター・肥料等（以下「花苗等」という。）を助成し、行政と市民との協働による美しいまちづくりに資することを目的とする。

(助成団体)

第2条 花苗等の助成を受けることのできる緑化団体は、町内会、コミュニティ協議会、ボランティア団体、サークルなどで、本市区域内にある空地・プランターに花苗等の植栽を行い、年間を通じてその維持管理を行う構成員5人以上の団体とする。

2 前項の団体は、公開性の高い場所において土地所有者等の承諾を得て花壇・プランターを設置しているか、または設置が見込まれるか、若しくは花壇等の管理能力が認められる団体でなければならない。

3 前項の公開性の高い場所とは次の各号に掲げるもののうち、広く一般の人が常時立ち入ることができる状態にあり、管理者の承諾を得られるところとする。

- (1) 公園・公民館・コミュニティセンターなどの公共施設。
- (2) 公衆用道路に面した民有地。
- (3) 道路・河川などの公共用地。

(助成方法)

第3条 緑化団体に対する花苗等の助成は、年間1団体1回につき3.3㎡以上(プランターについては20個以上)の植栽面積が必要で年間5万円を限度とし、毎年度予算の範囲内において花苗等の現物支給の方法でこれを行う。

2 花苗等の助成基準額、助成条件等については、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 花苗等の助成を受けようとする緑化団体は、花と緑のまちづくり花苗等助成申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは助成を決定し、その旨を通知するものとする。

(報告)

第6条 緑化団体は、花苗等助成にかかる事業が完了したときは速やかに花と緑のまちづくり花苗等助成報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(支給物品の返還)

第7条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、支給物品の返還を求めることができる。

- (1) 申請書の記載内容に事実と反する記載があったとき。
 - (2) この要綱に定める遵守事項に違反したとき。
 - (3) 虚偽その他不正な手段により助成を受けたとき。
 - (4) その他市長が助成を不相当と認めるとき。
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

品 名	助 成 基 準 額	助 成 条 件 等
花 苗	3,000円/㎡	1㎡あたり花苗25本以上の植栽が行われること。
苗 木 (低木類)	4,000円/㎡	1㎡あたり苗木10本以上の植栽が行われること。
種 子	500円/㎡	1㎡あたり種子500個以上の植栽が行われること。
球 根	800円/㎡	1㎡あたり球根20個以上の植栽が行われること。
プランター	本市指定のもの	プランターの合計が20個以上であること。
堆 肥	無料 (チップ堆肥)	1団体につき10㎡を限度とする。